

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	令和元年度第2回武蔵村山市個人情報保護審議会
開 催 日 時	令和元年11月27日(水) 午後1時30分～午後2時58分
開 催 場 所	301会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出 席 者：佐々木会長、森本副会長、加園(多)委員、中村委員、原田委員、比留間委員、福澤委員 欠 席 者：加園(和)委員、乃一委員、森林委員 事 務 局：文書情報課長、文書情報課係長(法規係)、文書情報課主任(法規係) 実施機関：市民課長、市民課係長(記録係長)
報 告 事 項	(1) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (2) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について (3) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について (4) その他
議 題	(1) 犯罪人名簿に関する事務における本人以外のものからの個人情報の収集について (2) 犯罪人名簿に関する事務における保有個人情報の外部提供について (3) その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	(1) 可とする。 (2) 可とする。 (3) 議題なし。 ※ なお、議題の審議において犯歴事務については、条例に基づく運用を望む意見があったので、特記しておく。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (○=委員、 ●=事務局等)	○ それでは、ただ今から、令和元年度第2回武蔵村山市個人情報保護審議会を開催いたします。 本日は、御多用の中、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。 本審議会の会議につきましても、「武蔵村山市個人情報保護審議会の会議の公開に関する運営要領」第2条の規定に基づき、「公開」を原則として審議を進めております。 本日の会議につきましても、会議開会前に文書情報課長と協議を行い、非公開情報として取り扱う議題がないと判断いたしましたので、公開により開催いたします。 報告事項 (1) 個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について (2) 保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について (3) 保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について ○ 始めに、報告事項ですが、御異議がなければ、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」から報告事項(3)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」までを一括での報告とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。 ○ 異議なし。 ○ それでは、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」から報告事項(3)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」まで一括で、事務局に報告を求めます。 ● それでは、報告事項(1)「個人情報を取り扱う業務の開始の届出に係る事項について」から報告事項(3)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」までを一括で、事務局に報告を求めます。

る事項について」、報告いたします。

会議次第の1ページ及び報告資料の3ページを御覧ください。条例第6条第1項の規定による個人情報を取り扱う業務の開始に係る届出がなされた件数は6件です。詳細につきましては、報告資料の3ページから5ページのとおりでございます。なお、保有開始年月日が、平成29年度のものにつきましては、主管課からの届出が遅れたため、今回御報告させていただくものでございます。

次に、報告事項(2)「保有個人情報の目的外利用の届出に係る事項について」、報告いたします。会議次第の2ページ及び報告資料の9ページを御覧ください。条例第8条第4項の規定に基づき届出がなされた件数は、6件でございます。詳細につきましては、報告資料の9ページから11ページまでのとおりでございます。

次に、報告事項(3)「保有個人情報の外部提供の届出に係る事項について」、報告いたします。会議次第の3ページ及び報告資料の15ページを御覧ください。条例第8条第4項の規定に基づく届出がなされた件数は、102件でございます。詳細につきましては、報告資料15ページから48ページまでのとおりでございます。

なお、武蔵村山市個人情報保護条例第6条第1項に基づく「個人情報を取り扱う業務の変更に係る届出」及び第6条第2項に基づく「個人情報を取り扱う業務の廃止に係る届出」はございませんでした。

以上で、報告を終わります。

【主な意見等】

特になし。

報告事項

(4) その他

- 続きまして、報告事項(4)「その他」について、事務局に報告を求めます。
- 特に報告事項はございません。

議題

(1) 犯罪人名簿に関する事務における本人以外のものからの個人情報の収集について

- 議題(1)「犯罪人名簿に関する事務における本人以外のものからの個人情報の収集について」を議題とし、事務局に説明を求めます。
- それでは、議題(1)「犯罪人名簿に関する事務における本人以外のものからの個人情報の収集について」、説明させていただきます。

会議次第の5ページを御覧ください。

市民課では、犯罪人名簿の整理を行い、各種資格に制限を加えております。従前は、法令等を根拠として地方検察庁等から氏名、性別、賞罰、刑罰等の個人情報について本人以外収集を行ってきましたが、根拠と考えていた内務省訓令第1号は法令等に該当しないと判断したことから、本審議会へ御意見を伺うものでございます。

諮問事項といたしましては、犯罪人名簿の整理に伴う本人以外のものからの個人情報の収集及び当該本人以外収集をした際の本人への通知の省略の適否となります。

詳細につきましては、市民課より説明させていただきます。

- それでは、本件に関しましての、御説明をさせていただきます。

まず、犯歴事務について、御説明いたします。資料1の2の(2)「業

務の内容」を御覧ください。

はじめに、既決犯罪通知書についてですが、例えば、窃盗や、傷害事件、飲酒運転等により罰金刑以上の有罪が確定すると、法務省の定めた犯歴事務規程に基づき、地方検察庁から本籍地の市区町村長へ既決犯罪通知書が送られることとなっております。

この通知を基に、市区町村の犯歴担当者が犯罪人名簿を作成することになります。この名簿に記載された者が一般に前科のある者と言われておりまして、記載されますと、一定の期間、特定の資格を取得することができなくなります。

いくつか例に挙げますと、古物営業、警備業、風俗営業、宅地建物取引業、公務員採用等でございます。

続きまして、自由刑等執行終了通知書及び仮釈放期間満了通知書についてですが、禁錮刑以上の刑の執行が終了したときに刑務所長から本籍地の市区町村長へ送付される自由刑等執行終了通知書、禁錮刑以上の刑の執行中に仮釈放され、残りの刑期を無事経過したときに保護観察所長から本籍地の市区町村へ送付される仮釈放期間満了通知書に基づき犯罪人名簿に刑が終了したことを記載します。なお、罰金刑につきましては、罰金を支払った時点で刑が終了したことになります。

ただ、終了したことが記載されましても、一定期間は、刑が消滅することはないため、地方検察庁への刑の消滅照会によって刑の消滅を確認できましたら、市民課において正式に消滅処理を行うこととなります。

この作業により、該当者の犯罪歴が無くなります。先程お話ししました、前科が確認できなくなるものでございます。

これまで、本市では、大正6年4月12日内務省訓令第1号をこれらの本人以外収集の根拠としておりましたが、本人以外の個人情報の収集の根拠となる法令に該当しないと判断したため、委員の皆様にご審議いただきますようお願いいたします。

【主な意見等】

- 他市の収集根拠を見ると、内務省訓令を根拠にしているところが6市ありますが、内務省訓令は本人以外収集の根拠とできるようなものなのでしょうか。
- 犯罪人名簿を作成することは市町村の事務であるという趣旨が記載されており、本籍地を移した場合は、除籍地の市区町村がその通知をすることと定められております。
- これまで内務省訓令を根拠としてきたこと、国が自治事務と定めていることから、内務省訓令が直接該当しないにしても、個人情報保護条例でいう「法令等に定めがあるとき」に該当する本人以外収集の根拠が存在するのではないのでしょうか。
- 平成22年の国会での答弁書において、「犯罪人名簿について、その調製に関する事務は、地方公共団体の自治事務として実施されているものであり、法律又はこれに基づく政令の根拠を必要とするものではなく、各地方公共団体において、個人情報の保護に関する法律の趣旨を踏まえて制定した個人情報保護条例等に基づき、個人情報の適切な取扱いを確保すべきものと考えている。したがって、犯罪人名簿の調製に関する事務について、法的整備を要するものとは考えていない。」と記載されていることから、今回、内務省訓令は本人以外収集の根拠とはならないと判断しました。
- 内務省訓令が法令等に該当しないという趣旨の通知等があったのでしょうか。

- 国からの通知等があったというものではありません。
- 自治事務と位置付けられているものは個人情報保護条例を根拠とし、位置付けられていないものは法令等を根拠として本人以外収集や外部提供を行うと判断されるのでしょうか。市民課長会等で本件について検討がされているのでしょうか。
- 市民課長会等で検討されたことはなく、本件の発端は、外部提供の問題があったことにより本人以外収集の根拠を見直したところ、内務省訓令は根拠とはならないと判断したことです。
- 補足としまして、市民課では、これまでは内務省訓令を「法令等」と考え、本人以外収集を行ってきたところでありますが、再度検討を行った結果、個人情報保護条例第7条第2項第1号から第9号のいずれかに該当する場合のみ本人以外収集が可能なのであって、第1号の「法令等」に内務省訓令が該当しないことから、第9号の規定による審議会への付議が必要と判断しました。なお、「法令等」というのは、法令のほか条例等の法的な拘束力を持つものを指し、内務省訓令は犯罪人について通知することを内務省が定めたものにすぎないことから、本人以外収集について法的な拘束力を有するものではないと判断したところでございます。
- 犯罪人名簿の作成自体については、自治事務として定められており、本人以外収集については、法的な定めがないということでしょうか。
- お見込みのとおりです。
- 公職選挙法等でも利用されることがあると思いますが、そちらはどのように対応されているのでしょうか。
- 公職選挙法につきましては、第11条第3項において、選挙権及び被選挙権を有しなくなるべき事由が生じたこと又はその事由がなくなったことを知ったときは遅滞なくその旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならないと規定されていることから、「法令等に定めがあるとき」に該当するものでございます。
- 資料1に記載されている個人情報の「賞罰」と「刑罰」とはどのように違うのでしょうか。
- 「賞罰」とは犯罪歴全般を指し、「刑罰」とは懲役刑等罰金刑以上の具体的な刑罰を指すものでございます。過料等罰金刑未満のものは含まれません。
- 「賞罰」と「刑罰」とを分ける必要はないのでしょうか。
- 犯罪歴にはいつ誰が何をしたか等の情報が存在し、それらをまとめて「賞罰」としており「刑罰」は具体的な刑罰を指すものとして使い分けているところでございます。
- 自由刑等執行終了通知書の「自由刑」とは何でしょうか。他にはどのようなものがあるのでしょうか。また、内務省訓令は終戦後に法改正が行われたところですが、まだ生きているとらえてよろしいのでしょうか。
- 自由刑とは懲役刑等の身体の自由を拘束する刑を指します。自由刑のほかには、生命刑、財産刑等がございます。内務省訓令については、法の改正で意味をなさなくなったという説もありますが、市町村事務ではなくなったという法の整備がなされていないことから、この訓令が生きているという説もあるようで、最終的に、この訓令を法的根拠とするのは難しいと判断いたしました。
- 当該事務について条例を整備することは考えていないのでしょうか。

- 本件は個人情報保護条例の範疇のことであると考えております。
- 資料1の3で条例を根拠としている自治体があるということは、条例を整備している自治体があるということだと思います。また、自治事務であるということは、なおのこと審議会で判断するのではなく条例を整備する必要があると思います。本市でも同様の取扱いができませんのでしょうか。
- 文書情報課としては、本審議会の結果について告示等を行っているのでしょうか。
- ホームページ上で公開していますが、告示等は行っておりません。
- 審議会でこのようなことを決めてよいのかという問題もございますので、条例化を検討することを薦めます。
- 反社会的行為をする者を排除する動きが強まっている中で、そのような条例が求められるのではないかと思います。
- 委員の御意見につきましては、会議録において付帯的な意見をいただいた上で決定したという記録を残させていただきます。
- 文書情報課としては、条例化についてどのように考えているのでしょうか。
- 条例に基づいて事務を進めることが自治体の基本であります。法令等により補われている可能性もございますので、具体的な方法ですとか必要性については検討が必要と考えています。

【審議結果】

- 議題(1)について、本人以外のものからの個人情報の収集及び当該収集をした際の本人への通知の省略を可とします。

議題

- (2) 犯罪人名簿に関する事務における保有個人情報の外部提供について
- 議題(2)「犯罪人名簿に関する事務における保有個人情報の外部提供について」を議題とし、事務局に説明を求めます。
 - それでは、議題(2)「犯罪人名簿に関する事務における保有個人情報の外部提供について」、説明させていただきます。
外部提供の1件目について、会議次第の8ページを御覧ください。
本件は、地方検察庁からの既決犯罪通知書によって整理された犯罪人名簿に記載されている者の本籍、氏名、生年月日に変更があった場合等に、地方検察庁及び戸籍の変更先の市区町村に対してその事実を通知するために、保有個人情報の外部提供及び当該外部提供を行う際の本人への事前通知の省略の適否について、本審議会に御意見をお伺いするものでございます。
詳細につきましては、市民課より説明させていただきます。
 - それでは、犯罪人名簿に関する事務における保有個人情報の外部提供について、御説明させていただきます。
市民課では、本人以外収集の件で御説明させていただきましたとおり犯罪人名簿に関する事務を担当しております。
罰金刑以上の判決を受けた者の本籍地の市区町村に対しては、地方検察庁から犯歴情報が記載された既決犯罪通知書が送付されることとなっておりますが、婚姻や、離婚、転籍等により本籍や氏名等に変動が生じる場合がございます。
そのため、地方検察庁が既決犯罪通知書を送付するに当たり、正しい本籍や氏名等を把握する必要があります。
また、本籍が変更となった場合は、新本籍地の市区町村において、

該当者の犯歴情報を管理することになります。

そのため、本籍が変更になったことを、旧本籍地より新本籍地の市区町村へ通知することが必要となります。詳細につきましては、資料2を御覧ください。

これらの情報については本籍地である本市以外の者からの情報収集ができないことから、本市から地方検察庁及び新本籍地の市区町村への通知が必要となりますが、法的根拠が無いため、委員の皆様にご意見を伺います。

【主な意見等】

- これだけ大事なことは、本来、法的根拠があるべきだとは思いますが。
- 犯歴事務の法整備の要望については、全国連合戸籍住民基本台帳事務協議会から行っておりますが、対応されない状況です。
- 自治事務は、地方自治法に記載されているものと思いますが、当該事務については、地方自治法に記載されているのでしょうか。
- 記載されていないと思われます。
- 市民課では、当該事務は自治事務だと判断しているのでしょうか。
- 個人情報保護法で守られるべきものとされる個人情報について、本審議会で決めてしまうということに危機感を覚えます。
- 自治事務とされていると考えております。その上で、適正な取扱いをするべく本審議会に付議させていただいているところでございます。
- そのような運用をされるのであれば、条例化の検討をお願いしたいです。

【審議結果】

- 議題(2)の1件目について、保有個人情報の外部提供及び当該外部提供をする際の本人への事前通知の省略を可とします。
- 続きまして、「犯罪人名簿に関する事務における保有個人情報の外部提供について」の2件目について説明させていただきます。
会議次第の9ページを御覧ください。
本件は、関東財務局東京財務事務所から、少額短期保険業の登録を行うに当たり、登録拒否事由を確認するための調査として、本市市民課に対して、照会を受けたものです。
この照会に対し、市民課が回答を行うに当たり、市民課の保有する氏名等の個人情報を提供することとなりますので、保有個人情報の外部提供及び当該外部提供を行う際の本人への事前通知の省略の適否について、本審議会に御意見をお伺いするものでございます。
詳細につきましては、市民課より説明させていただきます。
- それでは、犯罪人名簿に関する事務における保有個人情報の外部提供について、御説明させていただきます。
市民課では、犯罪人名簿に関する事務を担当していることから、資格取得のために必要な、犯歴の有無についていくつもの照会があります。
この照会に対し、法的根拠のあるもの、本人事前同意のあるもの、審議会の答申を受けた上で必要と判断したものについては、回答してまいりましたが、今回、関東財務局東京財務事務所より少額短期保険業の登録に関する照会依頼がありました。少額短期保険業を行うためには、内閣総理大臣の登録が必要であり、破産や犯歴などの欠格事由

に該当する場合は、登録の拒否をするものでございます。詳細につきましては、資料3を御覧ください。

犯罪人名簿は本籍地の市区町村が作成するものであり、今回照会を必要とする者の本籍地であります本市以外に欠格事由の有無を回答することができる者が存在しないことから、依頼のありました、少額短期保険業法の登録を受けようとする者に係る登録拒否事由に関する調査依頼について回答する必要があるものでございます。

ただ、回答できる法的根拠が無く、本人事前同意も得られていないため、回答に当たり委員の皆様には御審議をお願いするものでございます。

【主な意見等】

- 少額短期保険業の登録とは何でしょうか。
- 少額保険業のうち、一定の事業規模の範囲内において、保険金額が少額、保険期間1年以内の保険で、引受けのみを行う事業を指します。
- 資料3の5で、提供しないとした自治体が17市ありますので、難しいところなのではないでしょうか。
- 資料3の5の「無」は、提供したことがないという意味でございまして、提供しないとされたものではございません。
- 保険業法を根拠として提供できないのでしょうか。
- 保険業法では、登録の拒否事由に該当する場合は登録を拒否しなければならないと規定されているのみでございまして。保険業法の中の少額短期保険業の登録の拒否事由について、外部提供をしてよいかどうか御審議いただきたいと思っております。
- 行政執行上必要があるとは考えにくいのですが、外部提供をしなければ事務が進められないのでしょうか。
- 法令等に定めがなく、本人事前同意もないことから、現状としては、審議会で御審議いただくしかないと考えております。

【審議結果】

- 議題(2)の2件目について、保有個人情報の外部提供及び当該外部提供をする際の本人への事前通知の省略を可とします。

議題

(3) その他

- 議題(3)「その他」を議題とし、事務局に説明を求めます。
- 事務局からは、特にありません。

- 以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。
これで、令和元年度第2回武蔵村山市個人情報保護審議会を終了します。

以上

会議の公開・ 非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-top: 10px;"></div>
-----------------	--

傍聴者： 0 人

会議録の開示・ 非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示（根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示（根拠法令等：)
------------------	---

庶務担当課	総務部 文書情報課 (内線：385)
-------	--------------------